

流星台プレイパークの利用に関する要項

【趣旨】

第1条 プレイパーク活動を自主的に開催し、運営する団体に対し、歴史緑空間用地（つくば市流星台59番地）の一部（以下「流星台プレイパーク」という。）を遊び場として提供することに関し、必要な事項を定めるものとする。

【用語の定義】

第2条 次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) プレイパーク：子どもたちが自己責任で自由に遊ぶことができる場をいう。
- (2) プレイパーク活動：子どもたちが自己責任で自由に楽しく遊ぶことができる体験活動をいう。
- (3) 団体：プレイパーク活動を自主的に開催し、運営する団体をいう。
- (4) プレイリーダー：プレイパーク活動の開催に際し、安全管理を行い、子どもたちの主体的な活動を引き出すため、遊びを見守り、支援する者をいう。

【団体の登録】

第3条 流星台プレイパークを利用することができるものは、次の各号に掲げる要件をすべて満たす団体とする。

- (1) プレイパーク活動に合致する団体であること。
- (2) 活動の目的や内容が非営利である団体であること。
- (3) 活動の実施に必要な体制がある団体であること。
- (4) 政治、宗教及び特定の思想普及を目的としないこと。
- (5) 暴力団等（つくば市暴力団排除条例（平成23年つくば市条例第29号）第2条第1号から第3号までに掲げるものをいう。）が関与していない団体であること。

2 流星台プレイパークを利用しようとする団体は、流星台プレイパーク利用団体登録申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 流星台プレイパーク活動計画書（様式第2号）
- (2) 流星台プレイパーク資金計画書（様式第3号）
- (3) 流星台プレイパーク構成員名簿（様式第4号）

3 市長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、登録の可否を決定し、流星台プレイパーク利用団体登録審査結果通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

- 4 市長は、第2項の登録を受けた団体（以下「利用団体」という）に対して流星台プレイパーク利用団体登録証（様式第6号）を交付するものとする。
- 5 利用団体の登録期間は、登録日から登録日の属する年度の末日までとする。
- 6 市長は、利用団体が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を取り消し、流星台プレイパーク利用団体登録取消通知書（様式第7号）により当該団体に通知するものとする。
 - (1) 第2項の申請に虚偽があったとき。
 - (2) 第7条に規定する行為を行ったとき。
 - (3) 管理上著しく支障があると判断したとき。
 - (4) その他市長が必要と認めたとき。

【利用申請】

第4条 流星台プレイパークを利用しようとする団体は、流星台プレイパーク利用申請書（様式第8号）により市長に申請しなければならない。また、利用の期間は、最大3箇月とする。

- 2 市長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、流星台プレイパークの利用について、流星台プレイパーク利用通知書（様式第9号）を通知するものとする。

【流星台プレイパーク活動開催の条件】

第5条 利用団体は、プレイパーク活動の開催にあたり、次に掲げる条件を満たさなければならない。

- (1) 利用期間中、第三者に損害を及ぼした時は、自己の責任において解決すること。
- (2) 利用期間中は、利用団体スタッフ及びプレイリーダーが常駐していること。
- (3) 利用期間中の事故等に対応するため適切な賠償責任保険に加入すること。
- (4) 利用期間中は、近隣の迷惑にならないように騒音に注意すること。
- (5) 利用期間中に発生したゴミ類は全て搬出すること。

【流星台プレイパーク活動の供用期間及び利用時間】

第6条 流星台プレイパークの供用期間及び利用時間は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めたときは、これらを変更することができる。

- (1) 供用期間 1月5日から12月27日まで
- (2) 利用時間 午前9時から午後5時まで

【禁止行為】

第7条 流星台プレイパークにおいて、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) プレイパーク活動の開催以外に利用すること。

- (2) 鳥獣を捕獲し、又は殺傷すること。
- (3) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- (4) 指定された区域以外に立ち入ること。
- (5) 指定された場所以外の車両を乗り入れ、又は留め置くこと。
- (6) 花火、爆竹等の火気の使用、大音量を発生させる楽器や拡声装置、その他危険物の使用等管理に支障のある行為をすること。

【流星台プレイパークの維持管理】

第8条 利用団体は、1日の活動終了日ごとに軽微な形状変更（小さな起伏・穴など）に対する利用区域の現状復旧、清掃を行うものとする。

2 利用団体は、大規模な形状変更（遊び場の設置や大きな起伏・穴など）があった場合、第4条2項で通知された利用期間終了後に利用区域の現状復旧を行うものとする。

【その他】

第9条 この要項に定めるもののほか、流星台プレイパークの管理に関し必要な事項については、市長が別に定める。